

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 19 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒パターン調整事前準備の際に、制御棒位置表示記録の定時打出しを誤って停止し、打出されない事象(3回)が認められたため、代替記録(炉心監視システム)で確認するとともに、原因を調査。	C	
2	1号機	主復水器連続洗浄装置(C2)自動運転において、「工程渋滞」表示が発生し、貝分離装置入口弁及び貝排出弁の動作不良が考えられるため、当該弁を点検。	D	
3	1号機	原子炉建屋付属棟低電導度廃液処理系サンプポンプ(B)吐出弁において、グラウンド部より水の漏えい(1滴/50秒)が認められたため、当該弁下に受容器を設置、グラウンド部を補修。	D	
4	2号機	補機冷却海水系海水ポンプ(B)試運転において、起動後ポンプ吐出弁が「開、閉」動作を繰り返す事象が認められたため、調査及び対応検討。	D	
5	2号機	主発電機軸密封油真空ポンプ(B)の警報・インターロック試験時、熱動継電器テストボタンの破損が認められたため、当該テストボタンを交換。	D	
6	2号機	気体廃棄物処理系再生ガスブローア(A)点検において、ギア側ケース内冷却水配管溶接部に傷(割れ)が認められたため、当該部を補修及びブローアを点検。	D	
7	2号機	主復水器(C)水室(C-2)点検において、冷却管1本に浸食が認められたため、当該冷却管に閉止栓を取付。	D	
8	2号機	主発電機励磁用整流器の点検において、温度スイッチによる警報試験を実施したところ、警報回路の補助継電器が復帰しない事象が認められたため、原因を調査。	D	
9	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A系)の点検において、排気弁ボディ4台(No. 13、17、18、35)の冷却水配管通路に腐食が認められたため、当該排気弁ボディを交換。	D	
10	3号機	残留熱除去系原子炉側手動吸込弁(B)において、フレキシブル電線管接続部のコネクタに破損(割れ)が認められたため、当該コネクタを交換。	D	
11	3号機	ページング装置点検時、ハンドセット2台の送受器用カールコードに劣化(被覆の亀裂)及び通話チャンネル選択スイッチの脱落が認められたため、当該カールコード並びにスイッチを交換。	対象外	H20年12月9日再審議にてグレード変更「D→対象外」
12	3号機	プラント起動操作において、タービン駆動給水ポンプ(A)廻りのドレン弁を閉操作したところ、自動化操作ガイド(計算機)にエラーメッセージ(条件不一致)が発生したため、当該計算機を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	制御棒駆動系統流量指示値において、変動(ハンチング)が認められたため、原因を調査、及び対応検討。	D	
14	3号機	第4給水加熱器(B)ドレン水位調節弁前ドレン弁にシートリークが認められたため、対応検討。	D	
15	4号機	タービン建屋復水器水室海水ドレンサンプポンプ攪拌弁の閉操作において、固着により全閉できないことが認められたため、当該弁を点検。	D	
16	4号機	主復水器連続洗浄装置(B)において、貝ボール分離装置ベント弁(電磁弁)より異音(ジー音)が認められたため、対応検討。	D	
17	4号機	所内電源設備480Vパワーセンター 4A-1において、電源の地絡警報が発生し、調査したところ、気体廃棄物処理系グリコールポンプ(A)の絶縁不良が認められたため、対応検討。	D	本不適合は12月5日掲載分No.8と重複のため削除
18	4号機	スクリーン設備洗浄ポンプ(B)において、グランド部より水の漏えいが認められたため、当該グランド部を補修。	D	
19	4号機	海水熱交換器建屋給気ファン(A)軸受温度高の表示が発生し、調査したところ、同ファンには異常がないため、当該表示用計器を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353